

品川区家庭的保育事業等認可等事務取扱要綱

制定	平成26年11月6日	区長決定	要綱第156号
改正	平成27年3月24日	部長決定	要綱第133号
改正	平成27年9月24日	区長決定	要綱第487号
改正	平成28年1月29日	区長決定	要綱第12号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年品川区条例第24号。以下「条例」という。）および品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例施行規則（平成26年品川区規則第31号。以下「規則」という。）その他法令に定めるもののほか、品川区における家庭的保育事業等の認可および認可の変更等にあたって必要な手続き等を定め、もって事務処理の適正化、円滑化を目指すものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(認可事業者の要件)

第3条 認可を受けることができる事業者は、次の要件をすべて満たすものとする。ただし、区長が相当と認めるものについては、この限りではない。

- (1) 法第34条の15第3項第1号に規定する事項。
- (2) 家庭的保育事業等を継続的に健全かつ円滑に実行できること。
- (3) 家庭的保育事業等に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。
- (4) 原則として良好な保育実績を有すること。

2 居宅訪問型保育事業の認可を受けることができる事業者は、前項に掲げる要件に加えて、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 事業者は、家庭的保育者が保育を提供することができなくなった時などの緊急時および家庭的保育者が保育中において休憩を取る時には、別の家庭的保育者が対応することにより、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育の提供に支障をきたさないようにすること。
- (2) 事業者は、障害、疾病等をもっている乳幼児の保育を提供する場合には、あらかじめ保育を提供する乳幼児の主治医から指示書などの方法により意見を聴き取り、乳幼児の心身の状態を把握したうえで、保育を提供すること。

第4条 法第34条の15第3項第1号に規定する「経済的基礎があること」とは、次のアからウすべてを満たすものをいう。

- ア 1年間の賃借料（別園を設置する場合は、それぞれの賃借料を合算したもの）に相当する額を、安全性があり、かつ、換金性の高い預貯金等（普通預金、定期預金、国債等）により保有しており、かつ、家庭的保育事業等の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
- イ 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上していないこと。

ウ 直近2年間の会計年度において、いずれかの年度が債務超過になっていないこと。

(建物、設備等)

第5条 家庭的保育事業等を行う事業者は、建物の構造および設備について、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等関係法令の定めるところに従うもののほか、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生および利用乳幼児に対する危険防止に十分な注意を払うものとする。なお、建物の設計にあたっては、保健所、建築検査確認機関、消防署等関係機関等の指導を受けること。

2 建物の構造に関しては、次に掲げる事項の基準を満たすものとする。

(1) 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物または、建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつてはIs値が

0.7以上かつq値が1.0以上、木造の建築物にあつてはIw値が1.1以上であることが確認された建築物であること。

(2) 100平方メートルを超える家庭的保育事業等を開設する場合には、建築基準法に基づき建物を保育所の用途とすること。ただし、100平方メートル以下の家庭的保育事業等を開設する場合には、一級建築士による建築基準法上等の保育所の基準を満たしていることを証する文書を提出すること。

3 条例および規則で定めるもののうち、次の各号に定める事業に応じ、当該各号に定める表の左欄に掲げる設備は、それぞれ同表の右欄に掲げる要件を備えるものとする。

(1) 家庭的保育事業

設備	要件
乳幼児の保育を行う専用の部屋	条例第23条第2号に規定する面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積をいう。）として確保し、原則として1階に設置すること。
調理設備	乳幼児が簡単に立ち入ることがないように、保育室等と区画し、定員に見合う設備を有すること。
便所	利用乳幼児に見合う設備を有すること。
遊戯等に適した広さの庭	条例23条第5号に規定する「付近にあるこれに代わるべき場所」を利用する場合は、事業所からの経路が安全であること。また、水飲み場と便所が設置されていることが望ましい。
その他の設備	出入口のほかに非常口を設置し、非常口は、災害等非常時に2方向避難が可能になるような位置に設置されていること。

(2) 小規模保育事業

設備	要件
乳児室またはほふく室	条例第29条第2号に規定する面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積をいう。以下同じ）として確保し、原則として1階に設置し、乳児を保育する場合は、幼児の保育を行う場所と区画すること。
保育室または遊戯室	規則第6条第1項に規定する面積を、保育に有効な面積として確保すること。
調理設備	乳幼児が簡単に立ち入ることがないように、保育室等と区画し、定員に見合う設備を有すること。
便所	保育室および調理設備と区画され、かつ乳幼児が安全に使用でき、衛生面にも配慮されていること。
	便所および保育室には、それぞれ専用の手洗い設備が設けられていること。
	便所の数は、定員に見合う数を有すること。

屋外遊戯場	条例29条第4号、33条に規定する「屋外遊戯場に代わるべき場所」を利用する場合は、事業所からの経路が安全であること。また、水飲み場と便所が設置されていることが望ましい。
その他の設備	沐浴ができる設備を有すること。
	出入口のほかに非常口を設置すること。
	非常口は、災害等非常時に2方向避難が可能になるような位置に設置されていること。

(3) 保育所型事業所内保育事業

設備	要件
乳児室またはほふく室	条例第44条第2号に規定する面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積をいう。以下同じ）として確保し、原則として1階であり乳児を保育する場合は、幼児の保育を行う場所と区画すること。
保育室または遊戯室	条例第44条第5号に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。
医務室	条例第44条第1号に規定する医務室とは、静養できる機能を有すること。事務室等と兼用も可とする。
調理室	乳幼児が簡単に立ち入ることがないように、保育室等と区画されていること。定員に見合う設備を有すること。
便所	保育室および調理設備と区画され、かつ乳幼児が安全に使用でき、衛生面にも配慮されていること。
	便所および保育室には、それぞれ専用の手洗い設備が設けられていること。
	便所の数は、定員に見合う数を有すること。
屋外遊戯場	条例44条第4号に規定する「屋外遊戯場に代わるべき場所」を利用する場合は、事業所からの経路が安全であること。また、水飲み場と便所が設置されていることが望ましい。
その他の設備	沐浴ができる設備を有すること。
	出入口のほかに非常口を設置すること。
	非常口は、災害等非常時に2方向避難が可能になるような位置に設置されていること。

(4) 小規模型事業所内保育事業

設備	要件
乳児室またはほふく室	条例第49条の規定により準用する条例29条第2号に規定する面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積をいう。以下同じ）として確保し、原則として1階に設置し、乳児を保育する場合は、幼児の保育を行う場所と区画すること。
保育室または遊戯室	規則第21条に規定する面積を、保育に有効な面積として確保すること。
調理設備	乳幼児が簡単に立ち入ることがないように、保育室等と区画し、定員に見合う設備を有すること。
便所	保育室および調理設備と区画され、かつ乳幼児が安全に使用でき、衛生面にも配慮されていること。
	便所および保育室には、それぞれ専用の手洗い設備が設けられていること。
	便所の数は、定員に見合う数を有すること。
屋外遊戯場	条例49条に規定する「屋外遊戯場に代わるべき場所」を利用する場合は、事業所からの経路が安全であること。また、水飲み場と便所が設置されていることが望ましい。
その他の設備	沐浴ができる設備を有すること。
	出入口のほかに非常口を設置すること。
	非常口は、災害等非常時に2方向避難が可能になるような位置に設置されていること。

(職員)

第6条 規則第4条第1号に規定する保育の経験は、保育施設等においておおむね1年以上保育に従事したことをいう。

2 規則第7条、10条、16条および19条において必要な保育士または保育従事者(以下保育従事職員という)の算出については、規則で規定する区分別に、保育従事職員数で除して小数点1位(小数点2位以下切り捨て)まで求め、これらを合計して小数点以下を四捨五入した数とし、規則第7条、10条および19条については、この合計数に1を加えた数とする。

3 条例第18条第4項に基づき、調理を行う者または調乳を行う者(以下「調理員等」という。)については、定期的な健康診断に加え、月に1回以上の検便を実施すること。また、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に定めるところに従い、雇入時の健康診断、雇入れの際または調理員等への配置換えの際の検便を適切に実施し、検査結果を確認した上で調理または調乳業務に従事させるものとする。

4 家庭的保育事業等において、調理業務の全部を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知)に準じて運営すること。

(利用定員の設定)

第7条 利用定員に関して、次に掲げる事項の基準を満たすものとする。

利用定員設定、変更にあたっては、地域の保育需要等を勘案する必要があるため、区と事業者が事前に協議すること。利用定員設定、変更にあたっては、乳児の利用定員が、幼児の利用定員を下回るように設定すること。なお、区と協議の上、定員を変更することができる。

(賠償保険)

第8条 不慮の事故等に備え、賠償額が1回の事故につき1億円以上、1名の事故につき3千万円以上の賠償責任保険に加入すること。

(事業所に備える書類)

第9条 家庭的保育事業者等は、別に定める書類を整備し、備え付けるものとする。

(認可の協議)

第10条 認可を受けようとする者は、品川区家庭的保育事業等認可協議書(第1号様式。以下「協議書」という。)を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の協議書を受領したときは、関係書類を審査の上、協議をすすめる旨の内諾の可否を決定し、当該協議書を提出した者に対して品川区家庭的保育事業等認可協議内諾書(第2号様式。以下「内諾書」という。)により通知する。

(認可申請の手続)

第11条 前条の規定により内諾書の通知を受けた者は、家庭的保育事業等の認可を受けるために、区と事前に十分に協議した上で、原則として開設しようとする日の30日前までに別に定める書類を添付した品川区家庭的保育事業等認可申請書(第3号様式。以下「申請書」という。)を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の申請書を受領したときは、関係書類を審査の上、法第34条の15第2項の認可を行う。

(内容変更の手続)

第12条 前条の規定により認可された家庭的保育事業等の内容を変更しようとする者は、

区と事前に十分に協議した上で、原則として変更しようとする日の30日前までに別に定める内容変更届を区長に提出するものとする。

(廃止または休止の手續)

第13条 第11条の規定により認可された家庭的保育事業等を廃止し、または休止しようとする者は、区の保育事業および利用乳幼児の処遇に大きな影響を及ぼすため、廃止または休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって、区と事前に十分に協議した上で、原則として廃止または休止しようとする日の3か月前までに品川区家庭的保育事業等廃止(休止)届(第4号様式)を区へ提出するものとする。また、休止とは原則として1年を超えない期間停止することである。

(認可証の交付)

第14条 区長は、第11条の規定により認可した場合は、品川区家庭的保育事業等認可証(第5号様式。以下「認可証」という。)を交付する。この場合において、家庭的保育事業者等は、交付された認可証を見やすい場所に掲示するものとする。

(認可の取消)

第15条 区長は、第11条の規定により認可された者であつて、かつ、家庭的保育事業等を運営するもの(以下、「家庭的保育事業等運営者」という。)について、家庭的保育事業等の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該家庭的保育事業等運営者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 区長は、家庭的保育事業等運営者が、正当な理由なく前項の規定による命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命ずることができる。

3 区長は、前項の規定による命令に従わないときまたは他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことができる。

(報告等)

第16条 家庭的保育事業等運営者は、条例の基準を維持するために区が必要な報告を求めた場合は、これに応じるものとする。

2 家庭的保育事業等運営者は、収支計算書または損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けるものとする。

3 家庭的保育事業等運営者であつて、かつ、企業会計の基準による会計処理を行っているものは、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表、借入金明細書(第6号様式。)、および基本財産およびその他の固定資産の明細書(第7号様式。)を作成するものとする。

4 家庭的保育事業等運営者は、毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して、区長に提出するものとする。

(1) 前会計年度末における貸借対照表

(2) 前会計年度の収支計算書または損益計算書

(3) その他会計に関し区が必要と認める書類

5 家庭的保育事業等運営者であつて、かつ、企業会計の基準による会計処理を行っているものは、前項の書類に加え、次に掲げる書類を区長に提出するものとする。

(1) 家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表

(2) 借入金明細書

(3) 基本財産およびその他の固定資産明細書

(委任)

第17条 この要綱の実施について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、条例の施行の日から施行する。ただし、認可の手続きに関する規定は、平成26年11月6日から施行する。
- 2 この要綱の制定前に品川区家庭的保育事業運営費等補助要綱（平成23年4月1日制定要綱第74号）に基づき品川区家庭的保育事業の認定を受けた者については、第4条および第5条を適用しないことができる。

付 則（平成27年3月24日改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年9月24日改正）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

付 則（平成28年1月29日改正）

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。